（農林水産省の所管する独立行政法人に対し立入検査をする農林水産省の職員が携帯すべき身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第六十一条　農林水産省の所管する独立行政法人に対し立入検査をする農林水産省の職員が携帯すべき身分証明書の様式を定める省令（平成十三年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び「（押印又はサイン）」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第六十二条　農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの様式中「氏名　　㊞」を「氏名」に、「し、記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる」を「すること」に改める。

（農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第六十三条　農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式表面中「㊞」を削り、同様式裏面中5．を削る。

（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第六十四条　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成十五年農林水産省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」及び「（押印又はサイン）」を削る。

（独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部改正）

第六十五条　独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（届出書等の氏名の記載等） **第十条**　この章の規定によって提出する申出書、届出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該申出書、届出書又は申請書には、申出者、届出者又は申請者の氏名、住所及び申出、届出又は申請の年月日を記載しなければならない。 （請求書等の氏名の記載等） **第四十九条**　この章の規定（第四十一条及び第四十二条を除く。）によって提出する請求書、届出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該請求書、届出書又は申請書には、請求者、届出者又は申請者の氏名、住所及び請求、届出又は申請の年月日を記載しなければならない。	（届出書等の氏名の記載等） **第十条**　この章の規定によって提出する申出書、届出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該申出書、届出書又は申請書には、申出者、届出者又は申請者の住所及び申出、届出又は申請の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。 （請求書等の氏名の記載等） **第四十九条**　この章の規定（第四十一条及び第四十二条を除く。）によって提出する請求書、届出書又は申請書における氏名にはふりがなを付すとともに、当該請求書、届出書又は申請書には、請求者、届出者又は申請者の住所及び請求、届出又は申請の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。

（動物用医薬品等取締規則の一部改正）

第六十六条　動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号(一)及び(二)中「㊞」を削り、備考5を削り、同様式(三)中「㊞」を削り、備考4を削る。

別記様式第二号(一)及び(二)中「㊞」を削り、備考5を削り、同様式(三)中「㊞」を削り、備考4を削る。

別記様式第三号中「㊞」を削る。

別記様式第四号(一)及び(二)中「㊞」を削り、備考5を削り、同様式(三)中「㊞」を削り、備考4を削る。

別記様式第五号(一)及び(二)中「㊞」を削り、備考4を削り、同様式(三)中「㊞」を削り、備考3を削る。

別記様式第六号(一)中「㊞」を削り、備考6を削り、同様式(二)中「㊞」を削り、備考5を削り、同様式(三)及び(四)中「㊞」を削り、備考4を削り、同様式(五)及び(六)中「㊞」を削り、備考5を削る。

別記様式第八号(一)及び(二)中「㊞」を削り、備考5を削り、同様式(三)及び(四)中「㊞」を削り、備考4を削り、同様式(五)及び(六)中「㊞」を削り、備考5を削る。

別記様式第九号(一)中「㊞」を削り、備考5を削り、同様式(二)から(四)までの規定中「㊞」を削り、備考4を削る。